6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成28年５月29日（日）

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成28年６月28日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「保護観察官」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成28年７月12日（火）から７月14日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　平成28年８月22日（月）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成28年４月１日（金）９時から４月13日（水）までとし、４月13日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成28年４月１日（金）から４月４日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	法務省札幌矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
仙台市	法務省仙台矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
東京都	法務省東京矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市	法務省名古屋矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
大阪市	法務省大阪矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１―67
広島市	法務省広島矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	法務省高松矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市	法務省福岡矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市	那覇少年鑑別所	〒900―0036	那覇市西３―14―20

イ　試験の区分「保護観察官」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	北海道地方更生保護委員会	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	東北地方更生保護委員会	〒980―0812	仙台市青葉区片平１－３－１
東京都	関東地方更生保護委員会	〒330―9725	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市	中部地方更生保護委員会	〒460―0001	名古屋市中区三の丸４－３－１
大阪市	近畿地方更生保護委員会	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１―76
広島市	中国地方更生保護委員会	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	四国地方更生保護委員会	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市	九州地方更生保護委員会	〒810―0073	福岡市中央区舞鶴２－５―30
那覇市	九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１